

平成 17 年度 第 9 回 規制改革・民間開放推進会議
第 6 回 主要課題改革推進委員会

会議終了後記者会見録

日時：平成 17 年 11 月 29 日（火）11:50～12:14

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、お待たせいたしました。第 9 回「規制改革・民間開放推進会議」と第 6 回「主要課題改革推進委員会」の記者会見を始めさせていただきます。

まず初めに、宮内議長、お願いいたします。

宮内議長 本日は 2 件の記者会見ということになります。まず第 9 回の当会議でございますけれども、これにつきましてまず御説明をさせていただきたいと思っております。皆様御出席いただいていたと思っておりますが、冒頭、新たに規制改革の御担当になられました中馬大臣と山口副大臣の御出席をいただきまして、ごあいさつをちょうだいいたしました。いずれも当会議の重要性につきまして十二分に御認識いただき、私ども委員に対しまして、できるだけの支持をしていきたいというようなことでもございました。規制改革担当というのは、決して調整するという役割ではないと、足して 2 で割るということではなく、改革を実行していくことに尽くしたいという力強いお話がございました。

それから、あとは非公開ということにさせていただきましたのは、いつものとおりでございますが、この 12 月の答申に向けまして、重要分野を含めまして現在ワーキンググループを中心に折衝しているところでございます。その分野ごとの折衝状況の今日現在までの進み具合につきまして報告があったということでございます。したがって、これから更に最後にまとめていくという作業でございますので、途中経過でございます。

その中で、特に先ほど開催のものも含めまして 6 回の公開討論等をいたしまして、我々の考え方と担当省庁との考え方のまだ隔たりのある部分、あるいは公開討論等の手法を使うことによりまして、少しずつ動いた部分等がございまして、それらにつきまして、各委員からの報告があったということでございます。

したがって、本日の報告に基づきまして、また少し次の段階まで、皆様、委員の間の共通認識ということができてきたということでございます。

最終的に答申としてまとめたものにつきましては、例えば、実施時期とか、そういうようなものをできるだけ明確にしていく、我々としてはできるだけこれから果実を採るという方向で、具体的な、ここに非公表の分厚い案文の内容の一字一句のせめぎ合いみたいなことに入りまして、これから更に成立に努めるということで終わりました。ですから、詳しい内容につきましての御披露は控えさせていただいた方がいいと思っておりますけれども、まだまだまだら模様、なかなかはっきり相違点が埋まらない部分と、少しは埋まったかなという部分といろいろというのが現状でございます。

2 つ目でございますが、総務省との公開討論、これはもうお聞き及びのとおりでござい

まして、NHKと地上波放送、特にNHKの問題というのが、これは社会的にも大きな関心を持たれておりますし、私どもの会議、その前身を含めまして非常に長い間取り組んできたテーマでございますので、それに大部分時間を費したということでございます。この公開討論につきましては、御質問をお受けするという事で、内容につきましては私から特に申し上げることもないと思っておりますけれども、最後のまとめで私が申し上げさせていただきましたように、NHK問題、あるいは地上波のいずれもでございますけれども、電波というものの重要性、そしてその変化、前向きにこれにどう対応するかということに對しまして、監督官庁としてのスタンスというものにつきまして、我々としましては決して満足できる状況ではないなというのが私の感想でございます。

私からは以上でございます。

司会 それでは、御質問をお受けしますので、御質問のある方は御自身の所属から御発言の方よろしくお願いいたします。

記者 最初の方の会議ですが、昨年も素案をまとめられて、それから大臣折衝に入られたそうですけれども、今日の会議を経てそういう段階に入るという理解でよろしいのかということ。

それから、そういう段階であるのであれば主要項目、もう既に6回今日のような委員会を開いていますけれども、それも含めて主要項目について御説明いただけますでしょうか。

宮内議長 主要項目の何ですか。

記者 これから大臣折衝に臨むに当たって、今回の答申の素案に当たる主な項目といたしましょうか。

宮内議長 まだ、本日の段階ではどのテーマについて大臣折衝に臨むとかいうところまでは来ているのは1件もございません。まだもう少し我々の当会議としてやれるところまで見極めるとというのが一番大事なのです。まだちょっと早過ぎると思います。

記者 昨年は素案という形でお出しいただいたんだと思いますけれども、もう一度そういった会合をなされるという理解でよろしいですか。

宮内議長 実はこういう会合をしなくても、毎日案文が飛びかっているという状況です。それを見ながらどのワーキンググループのどのテーマは当会議としてはこれで限界だと、大臣折衝というところ、あるいは本部折衝というところへ持っていかなざるを得ないなという判断が、そのうちに出てくると思います。現在はまだそこまで詰めた議論はしていません。

記者 昨日の農協の話もあって、今日一部の報道で見送りというような書き方もありましたけれども、これまで6回委員会があったわけですが、それは基本的には答申に入れる方向で検討するという事なんでしょうか。今はどういう状況なんでしょうか。

宮内議長 すべて答申に入れるつもりであります。要は我々の議論しておりますのは、どういう形に入れるかという議論であって、引き続き検討するという入れ方であれば余り面白くないと言いますか、成果がなかったということになるのではないかと思います。そ

うならないように、どういう形で答申に入れるかということのせめぎ合いでございます。

それから、昨日の農業のように、私どもの考え方と担当省庁との間に非常に隔たりが多い場合でも、答申見送りということは全く考えておりません。隔たりが大きい場合は、次はどう埋めるかというプロセスがあるのだらうと思います。

司会 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

記者 今日のNHK問題の議論なんですけれども、BSのスクランブル化について既にもう閣議決定がされているんですが、引き続き検討を行うということで、今日の協議の中で何か具体的なNHK、総務省側からBSのスクランブル化について、具体的な方向性というのは見えてきたとお感じになりましたでしょうか。

鈴木議長代理 何か公開討論のせい、せいでないかは知りませんが、あれはもう当然の問題として決まっている問題であって、あとはやるしかない。その決定は18年だというのが私の理解です。

ただ、今日は公共放送としてのNHKの役割論をもう一回言っていますね。BS放送のスクランブル化答申が触れているNHKの役割というのは、難視聴対策とBS放送の普及という役割が書かれているだけです。その2つがNHKの役割だったのですが、普及については1,000万達成によって、その役割は終わったでしょう。

それから、難視聴対策もそのほかの手段の登場により終わったでしょう。そして、あとの閣議決定の要件になっておるのは、これらの役割の他に、デコーダー等の設置の経費の問題だけです。これはデジタル化すれば経費問題は起こらないでしょう。

したがって、BS放送を契約受信料方式にする、つまりスクランブル化するということは、前提条件が全部クリアされたのだから、当然やるべき責務を総務省は持っているはずだが、なお何かを考えたいみたいなことを言うから、何を考えるのかという話なのです。ですから、私もそれ以上何を考えるのですか、もう既存の閣議決定に拘束されておりますよということを念を押しておいたのです。

宮内議長 今、鈴木議長代理のおっしゃったとおりでして、BSの部分につきます本日の答弁は、誠に不満です。閣議決定の重要さ、今、鈴木議長代理のおっしゃったような中身の吟味ということ踏まえてのお答えとはとても思えない。誠に遺憾な対応だったと思います。

もう一つは、公共放送と言いながら、受信料制度が、3割以上だったと思うんですけれども不払いというのは、これはもう制度が崩れているといえます。社会保険庁の年金の問題と一緒に、制度が崩壊しているということに対する危機感が欠如しています。今までの公共放送の在り方をそのまま続けていこうという本日の御答弁について、本当にこれは国民から支持されているのかどうかという一番基本的なところはとらえられてないということで、本日の総務省の対応につきましては、私は極めて不満であります。

司会 ほかに、ございませんでしょうか。

記者 今、宮内議長の方から30%を超える不払いがあると。それは国民の支持を得ていないという御意見もありましたけれども、一方で不払いでありながら視聴をされている方も多々いるようには見受けるんですが、それとの整合性はどうかお考えになりますか。

宮内議長 不払いなのに見ているというのは、どうなのでしょうね。

記者 そういう方もいらっしゃる人が多いんですけれども。

宮内議長 不払いでも見ることができるというのが問題なのでしょう。だから制度自身に非常に問題があるのではないのでしょうか。

記者 その場合、NHKの放送というのは国民に支持されていないというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

宮内議長 どうなのでしょうね。7割の方に支持されるというふうに見るか、3割払わなくてもいいと思う制度になってしまっているか。やはり、これは初めの受信料制度、国民全部から受信料を取って、公共放送を行うという趣旨であるとすれば、違ったものになっていると。急速に変質しているという認識が必要なのではないのでしょうか。

鈴木議長代理 また、払わなくて見ている人がたくさんいることは確かです。3割の人が全部だとは言いませんが、その人たちが仮に見えなくなったらどうするという事になったら、契約したいという方向に行くのではないかというのが私どもの考えです。

ですから、それはNHKの財政の再建にも役立つことであるし、国民も納得して払うということです。この納得が一番大事なのですが、その上にNHKにとってもプラスなのだと思います。制度疲労を起こしている制度というのはいずれ危機を迎える、もう危機状態に入っていると思いますけれども、危機を迎える一歩手前で制度をつくり直さないとだめだということを言っているのです。だから、親切に言っているのですが、親の心子知らずなのかという感じはします。

それで、議論の中でもあったけれども、自分たちは国民の声でとっておいて、国民の声は聞いたこともないなどと今日はあきれするようなことをおっしゃったけれども。

司会 ほか、ございませんでしょうか。

記者 テクニカルな質問をお聞きします。今のBSの話というのは既に閣議決定をしているという理解なわけですがけれども、来年度の実施ということについては今回、答申に改めて入れられるのでしょうか。

鈴木議長代理 今年度のですか。

記者 平成18年度までに実施するという閣議決定だというお話ですがけれども、それについて、改めてこれを実現すべきだということを、今回、答申に盛り込まれるのですか。

鈴木議長代理 答申の書き方の問題ですか。

記者 はい。中にそういう形に入れるのかという。

鈴木議長代理 それは、これから考えますが、決まっていることは決まっているということですから、書かなくてもいいのか。今日みたいな答弁を受けるのだったら、決まっていることをはっきりしろということで書くのか、これから考えますが、さっき宮内議長が

ああいう答弁というのは大変遺憾だとおっしゃったが、私は遺憾を通り越しております。怒りを感じております。

ということですから、それは何らかの形で触れます。もちろん、そうでない物の考え方になるように、その前に全力を尽くします。

記者 個別のことで恐縮なんですけれども、医療制度改革の話の中で中医協の団体推薦制の話が進んでいるようですけれども「規制改革・民間開放推進会議」の方から何か総理などに具体的な要望を出されているということがあるかどうか、お聞きしたいんです。

鈴木議長代理 私どもの方が承知しておりますのは、委員構成及び団体推薦の在り方についてはなお調整中ということで、聞いております。

個人的な意見を申し上げるなら、もし新聞で報道されているとおりであるとしたら、これは驚くべき前進であると思いますが、そこについては私どもは承知しておりません。ですから、調整中ということは承知しておりますが、内容については承知しておりません。

司会 ほか、ございませんでしょうか。

記者 そうすると、答申までの間にこういう会見というのはもうないのでしょうか。どんな感じなのでしょうか。

宮内議長 もし、公開討論がまだあれば、そのときにはやらさせていただきます。それから、今のところは余り委員の皆さんを集めるより、ワーキンググループでみんなやっていた方がいいものだから、本会議を少なくしようと思っているのですが、本会議を開催しましたらこういう会見はさせていただきたいと思います。それまでは、皆さんにお集まりいただくという機会は、特に今のところ考えていません。

記者 では、その次は答申がこうなりましたという会見になってしまう可能性もあるということですか。

宮内議長 可能性としてはあります。大体、これからが大変で、委員の皆様は昼夜とわず本当に長時間こもりきりみたいな作業になりますので、皆さんを集めて、今のところどうだと聞くことよりも、やはりその中の個別の問題で次の手を打たないといけないようなものが出るかどうかということ私どもはウォッチさせていただくという立場だと思えます。

司会 ほか、ございませんでしょうか。

記者 今日の配布資料で「放送分野の規制改革に関する考え方」で、NHKの方ではこの「改革案」となって、地上波放送に関しては「改革の方向性」というのが書き方としてあるんですが、このニュアンスの違いについて教えていただけますか。

鈴木議長代理 同じことを言っているのが、たまたま別表現になったというふうに御理解いただくしかないと思います。だから、改革案はこういうことであって、その方向性はこのように読んでいただけたらと思います。別に変わったことを言っているわけではありません。

記者 検討の方向性とかそういう意味合いなのでしょうか。以前もそういうような御意

見もあったかも知れませんが。

鈴木議長代理 これは、NHKの組織業務の見直しについては、当会議としての改革案はこうだと。それから、受信料によって成り立つことについては、当会議としてはこうだと。最後に、ここに「改革の方向性」と書いてあるから、御疑問を持たれたわけですね。基本的には同じ意味にお考えください。特に含意はございません。

記者 了解しました。

司会 どうぞ。

記者 年内の最終答申についてなんですが、12月のいつごろかという目途と、あと、答申の形式について現状で決まっていますでしょうか。

宮内議長 形式といたしますと。

記者 例えば、総理に対して何かまとめたものを手交されるとか。

宮内議長 大体、年内と言いますけれども、中旬ごろ目処にしています。いままでの例ではずれる場合が多いので、特に当会議は本年度に入らずにばりなのですが、今のところは12月中旬ぐらいを目処にしているということです。

それから、答申というものは、当会議といたしまして内閣総理大臣にお渡しするもので、総理に受け取っていただいて、従来でございますと、最大限、我々の答申を尊重していくというようなことで閣議決定していただきます。そして、決まったことにつきましては来年の3月、年度内に政府の規制改革・民間開放推進計画の改定ということで政府の手にゆだねる形になるというのが毎年やってきている普通のパターンでございます。

ですから、今のところは12月に我々の考え方、各省庁との折衝をして、ぎりぎりに決まったものを文章化いたしまして、答申という形でお渡しするというのが今の作業の目標です。

司会 ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これにて会見を終了いたします。ありがとうございました。